

一 関市議会会議規則の一部を改正する規則

一 関市議会会議規則（平成17年関市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第70条の見出し中「起立」の次に「等」を加え、同条に次の2項を加える。

- 3 第1項及び第76条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要と認めるときは、表決の結果を表示するシステム（以下「表決システム」という。）により、表決をとることができる。
- 4 表決システムにより表決をとるときは、問題を可とする者は表決システムの賛成のボタンを押すものとする。

第131条の見出し中「起立」の次に「等」を加え、同条に次の2項を加える。

- 3 第1項及び第137条ただし書の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、表決システムにより、表決をとることができる。
- 4 表決システムにより表決をとるときは、問題を可とする者は表決システムの賛成のボタンを押すものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

原発事故に伴う森林の損害賠償を求める意見書

東京電力福島第1原発事故で放出された放射性物質による影響は、今なお、当市においても大きな影響が発生している。

特に、森林においては、事故前の県内の主要な産地であるしいたけ栽培が壊滅的な状況にある。

しいたけ栽培は、市内から原木を供給し、適正な循環ができていたが、事故後は、市外、県外から高価な原木を求めざるを得ない。

市内山林の原木となる広葉樹は、その価値を失い、よって、山林の荒廃が一層進んでいる状況にある。

福島県においては、山林に対しての損害賠償を行う計画と承知しているが、福島県以外においても、同様の被害地域に対しても、林業再生を図る観点から、適正な損害賠償を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年6月20日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
農林水産大臣 殿
経済産業大臣 殿
環境大臣 殿
復興大臣 殿

農業改革に慎重な対応を求める意見書

国では、「攻めの農林水産業」を掲げ、平成25年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」が策定され、そのなかの柱として「生産現場の強化」「多面的機能の維持発揮」等の政策が平成26年度から実行に移されたところである。

更なる農業改革として、平成26年5月の政府の規制改革会議において、農業協同組合の見直し、農業生産法人の見直し、農業委員会の見直し等について提言があった。

この提言を政府の日本経済再生本部の成長戦略へ反映させるにあたり、これまで、農業協同組合等の関係団体・機関が担ってきた地域農業・農村の振興や農村地域の生活基盤を支える機能など、農業・農村全体の底上げに果たしてきた重要な役割を踏まえ、今後も農業施策の円滑な実施と農村地域の経済の維持・発展に貢献する内容になることを期待する。

加えて、今回の農業改革にあたり、下記の事項に留意し、慎重な対応を求め意見書を提出する。

記

- 1 農業協同組合等の関係団体等が果たす役割を踏まえつつ、中山間地域の実情、現場に配慮し、生産現場の混乱を招くことなく、生産者、農業団体、地域住民の意見を広く聞き、慎重に議論を尽くしたうえで、今後も地域の農業・農村振興や食料供給などを通じた国民生活に十分な機能を果たすような見直しとすること。
- 2 改革を推進するに当たり、東日本大震災からの復興途上の被災地の活力を低下させることのないよう、十分に配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年6月20日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

農林水産大臣 殿

内閣府特命担当大臣（規制改革） 殿

現行法の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書

69年前に広島・長崎に投下された原子爆弾は二つの都市を一瞬にして壊滅させ、多くの人々の命を奪いました。それから、今日まで被爆者は、命、体、心、暮らしの被害に苦しめられてきました。

被爆者は「ふたたび被爆者をつくるな」という悲願実現のために「核兵器の廃絶」と「原爆被害に対する国の償い」を求めて、国内外で運動を続けてきました。この願いは被爆者の命をかけた願いであり、日本国民と世界の人々の願いでもあります。

国は「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（以下現行法と表現する）によって被爆者施策をおこなっています。しかし、原爆被害に対する償いは不十分な状況です。それは、現行法が原爆被害を初期放射線被害に限定していること、高齢化した被爆者に対する施策としていること、核兵器の廃絶を「究極的廃絶」としていることによります。

やがて、被爆70年を迎えようとしています。一日も早い国の償いが求められています。

よって、本市議会は下記項目を中心とする「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の改正が行われますよう要望します。

記

- 1 原爆被害に対する国の償いと核兵器の廃絶を趣旨とする法の目的を明記すること。
- 2 原爆戦没者に償いをする事。
- 3 すべての被爆者に償いをする事。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年6月20日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣 殿

憲法解釈変更によって集団的自衛権行使を容認することを行わないことを求める意見書

歴代政権は「憲法第9条下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」との見解（1981年5月政府答弁書）を踏襲してきた。

しかし、安倍首相は、2月20日の衆議院予算委員会において、集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更、「与党と議論して政府として責任をもって閣議決定し、その上で国会で論議いただきたい」と述べ、国会審議を経ず内閣の一存で強行する考えをより明確に示した。

政府は、安倍首相の私的懇談会「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告を受け、集団的自衛権行使容認の政府方針を確定し与党内で調整をした上で閣議決定を行なう予定とされている。

しかし、このように一内閣の考えだけで憲法解釈を変更することは、その内容の是非を超えて近代立憲主義の根本を破壊する暴挙であり、断じて認めることはできない。

よって、憲法解釈変更によって集団的自衛権行使を容認することを行わないことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年6月20日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
防衛大臣 殿
内閣官房長官 殿